

## E F P取引実施細則

### (目的)

第1条 この細則は株式会社堂島取引所（以下「本所」という。）の業務規程第3条第5項の規定に基づき、E F P取引に関して必要な事項について定める。

### (申出時間)

第2条 E F P取引の申出時間は、午前9時から午後4時までとする。ただし、本所が必要と認めるときは、申出時間を変更することができる。

### (対象とする現物取引における商品)

第3条 E F P取引の対象とする現物取引における商品（以下「現物商品」という。）は、農産物市場の大豆及びとうもろこしとする。

### (申出対象者)

第4条 E F P取引の申出を行うことのできる者は、次の各号に該当する者に限る。

- (1) 前条に規定する現物商品の売買、売買の媒介、取次ぎ若しくは代理、生産、加工又は使用を業として行っている者である本所の取引参加者
- (2) 前条に規定する現物商品の売買、売買の媒介、取次ぎ若しくは代理、生産、加工又は使用を業として行っている者からのE F P取引の委託を受け、これを執行する受託取引参加者

### (申出方法及び承認等)

第5条 E F P取引の申出方法及び承認等は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 申出を行う取引参加者は、本所が定める申出書に現物商品の売買契約書等本所が別に定める書類を添付して本所に差し出さなければならない。
- (2) 前号の申出を行った取引参加者は、当該申出の訂正又は取り消しを行うことができない。
- (3) 本所は第1号の申出について、支障がないと認めるときは、これを承認するものとし、本所の承認をもって当該申出が成立するものとする。
- (4) 本所は、成立した申出について、遅滞なく取引参加者に対して通知するとともに本所に掲示するものとする。

### (申出書類)

第6条 前条第1号に規定する本所が別に定める書類は次のとおりとする。

- (1) 契約日、契約相手先、受渡日、受渡場所、商品名、数量、価格及びE F P取引を行うことに合意する旨等が記載された現物商品の売買契約書の写し
- (2) 前号に定める契約書の写しにおいて、E F P取引を行うことに合意する旨の記載がない場合にあつては、当該合意がなされたことを証する書面
- (3) その他、本所が必要と認めた書類

(申出枚数と現物取引の数量との関係)

第7条 申出枚数は、前条第1号において規定する契約書に記載された現物商品の数量を業務規程第14条に規定する取引単位に換算した枚数の範囲内において、申出当事者間で合意した枚数とする。

2 前項の換算において、最小取引単位の50%を超える端数数量については、当該端数数量を最小取引単位とみなして換算した枚数の範囲に含めることができる。

(法定帳簿の記載方法)

第8条 E F P取引を行った取引参加者は、法定帳簿上、E F Pにより取引を行ったことが判別できるよう、これを記載しなければならない。

(証明書類の保存)

第9条 E F P取引を行った取引参加者は、第5条第1号に規定する申請書及び第6条に規定する書類その他のE F P取引に係る記録について、前条に定める法定帳簿に準じてこれを保存しておかなければならない。

(調査及び帳簿等の提出要求)

第10条 本所は、必要と認めるときは、取引参加者に対して、当該E F Pに係る書類等（現物商品の売買に係る書類を含む。）を提出させることができる。

(変更又は廃止)

第11条 この細則は、代表取締役社長の決裁により、変更又は廃止することができる。ただし、変更の内容が軽微である場合は、この限りでない。

附 則

- 1 この細則は令和3年4月1日から施行する。
- 2 この細則の施行に伴い、施行日前のE F P取引実施要領（以下「旧要領」という。）は、これを廃止する。
- 3 旧要領に基づいてなされた事項は、施行日においてこの細則の相当する規定に基づいてなされたものとみなす。

附 則（令和 3 年 8 月 27 日）

この細則は、令和 3 年 8 月 27 日から施行する。

附 則（令和 5 年 10 月 26 日）

この細則の変更は、令和 5 年 11 月 23 日から施行する。